エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1.20」 分類 A. 「食器」の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマーク商品類型 No.128「日用品」分類 A「食器」は、食器全般を対象としているが、 その認定商品は学校給食に用いられるものが多くを占め、また材質は使用済み陶磁器を配 合した陶磁器製が大半であり、樹脂製(プラスチック製)は一部に留まっている。

学校給食で使用される食器は、学校給食法の学校給食衛生管理基準では具体的な材質等の指定はされていないが、「安全性の確保」および「児童生徒の望ましい食習慣の形成に資するため、料理形態に即した食器具の使用に配慮するとともに、食文化の継承や地元で生産される食器具の使用に配慮すること」が求められている。また、使用時には厳しい衛生管理が要求されるが、近年の学校給食については、衛生管理に加えて食育、アレルギー対策にも焦点があてられている。

樹脂製の学校給食用食器については、エコマーク認定商品として普及している製品が皆無に等しい。その要因として、熱風消毒保管庫での保管時における耐熱・耐荷重性能を確保するとともに、食品衛生法や厚生労働省の「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」に適合するためには、食器の内側にバージンプラスチックを使用し、二層成型をする必要があることから、エコマーク認定基準の再生プラスチック配合率(ポストコンシューマ:50%以上、プレコンシューマ:60%以上)を満たすことが技術的に困難であることがあげられる。

学校給食用食器は、子供達が直に触れる製品であるとともに、再生プラスチックを使用したエコマーク認定の食器で食事をすることで、プラスチックのリサイクルを体感でき、食器を通じた環境教育が期待される。また、再生プラスチックを使用し、安全性や耐久性が確保された食器の普及をエコマーク認定によって後押しすることは、昨今、環境省で策定を進めている「プラスチック資源循環戦略」のプラスチックの再生材市場の拡大や利用の考えにも沿うものである。なお、食器は介護施設・病院、飲食店、家庭などでも多く使用されるが、安全性や耐久性などの性能面の要求事項は変わらないものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、分類 A.「食器」の再生プラスチックの基準配合率を改定することとした。

2. 改定箇所

以下のとおり、認定基準を一部改定する。(見え消し部:削除、下線部:追加)

◆分類 A「食器」

4-1-2.材料に関する基準と証明方法

C.プラスチック

(16)プラスチックは、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、 製品に使用する全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が5025%以上であること。た だし、原料ポリマーとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原 料ポリマー中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマーの質量割合が60%以上である こと。

植物由来プラスチックを使用する製品は、本項目に代えて基準項目(17)を満たすこと。

3. 改定日: 2019年3月1日

以上